

地方交付税総額の確保に関する提言

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が直面している福祉、医療、子育て等社会保障、教育・安全などの経常的行政サービスや道路・橋梁、学校等の改修費用などの増大、人口減少や行政区域の拡大等に伴う都市自治体の財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。
2. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率を引き上げること等により解消を図ること。
また、これまで発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、不交付団体を含め、確実に財源措置を講じること。
3. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。
4. 都市自治体は、これまで給与の独自削減や人員削減を行うなど、厳しい行財政運営に取り組んできており、国家公務員の給与の削減措置について、地方財政計画や地方交付税の算定には決して反映させないこと。
5. 基準財政需要額については、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、人口減少や行政区域の拡大等、都市自治体の状況を的確に反映し、算定方法の見直しを図ること。
6. 基準財政収入額については、算定額と実際の税収に乖離が生じた場合、適切な補

てん措置を講じること。

7. 特別交付税については、その割合を引き下げ、普通交付税に段階的に移行することとされているが、交付額の算定に当たっては、各都市自治体の特別な財政需要に十分配慮すること。

8. 東日本大震災関係

復旧・復興事業及び緊急防災・減災事業に係る財政需要については、地方単独事業分も含め的確に地方財政計画（東日本大震災分）に反映させ、必要な財源を確保すること。

また、被災団体の財政需要に臨機に対応できるよう、地方交付税の繰上交付など、引き続き適切な措置を講じること。